

第二海堡上陸ツーリズムトライアルツアー実施者に係る公募要領の正誤表

訂正箇所	誤	正
2. 公募概要について ③企画書の内容	企画書の内容については、「第二海堡上陸ツーリズムに係る手続き要領(案)」に基づき、特に第6条（行為の禁止）の事項に従い、当該施設の業務・管理に支障が生じない内容となっていること。	企画書の内容については、「第二海堡上陸ツーリズムに係る手続き要領(案)」に基づき、特に第7条（行為の禁止）の事項に従い、当該施設の業務・管理に支障が生じない内容となっていること。

第二海堡上陸ツアーリズムに係る手続き要領（案）の正誤表

訂正箇所	誤	正
<p>第2号様式 誓約書（許可事業者用）</p>	<p>3 上陸ツアー参加者から、船舶乗降時及び上陸中に発生した事故・損害について、国及び（一財）海上災害防止センターの責任を一切問わないこととする誓約書を徴し、第二海堡上陸申請書の提出に合わせて提出すること。</p>	<p>3 上陸ツアー参加者から、船舶乗降時及び上陸中に発生した事故・損害について、国及び（一財）海上災害防止センターの責任を一切問わないこととする誓約書を徴し、第二海堡上陸届出書の提出に合わせて提出すること。</p>
<p>第3号様式 第二海堡上陸届出書 注2</p>	<p>東京湾口航路事務所及び横須賀海上保安部では、第二海堡上陸申請書の情報を本手続き以外には使用しません。</p>	<p>東京湾口航路事務所及び横須賀海上保安部では、第二海堡上陸届出書の情報を本手続き以外には使用しません。</p>
<p>第3号様式 第二海堡上陸届出書 注3</p>	<p>第二海堡上陸申請書は、上陸日前日（上陸日前日が土日・祝日の場合は直前の開庁日）までに東京湾口航路事務所及び横須賀海上保安部まで提出願います。</p>	<p>第二海堡上陸届出書は、上陸日前日（上陸日前日が土日・祝日の場合は直前の開庁日）までに東京湾口航路事務所及び横須賀海上保安部まで提出願います。</p>